# 「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱

1　趣旨

台風第19号により令和元年10月12日に、長野県内では人的被害をはじめ家屋の浸水など広範囲による甚大な被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2　義援金の名称

「令和元年台風第19号災害義援金」

3　受付期間

令和元年10月16日（水）から令和２年３月31日（火）まで

（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4　義援金の受入れ

（１）指定口座による受入れ（金融機関等）

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|---|---|---|---|
| 八十二銀行 | 本店営業部 | 普通預金<br>1247799 | ｼｬｶｲﾌｸｼﾎｳｼﾞﾝ　ﾅｶﾞﾉｹﾝｷｮｳﾄﾞｳﾎﾞｷﾝｶｲ<br>社会福祉法人長野県共同募金会 |
| ゆうちょ銀行 | 00160－2－265830 | | ﾅｶﾞﾉｹﾝｷｮｳﾄﾞｳﾎﾞｷﾝｶｲﾀｲﾌｳ19ｺﾞｳｻｲｶﾞｲｷﾞｴﾝｷﾝ<br>長野県共同募金会台風19号災害義援金 |

※1　八十二銀行本店・各支店の窓口からの振込書による送金手数料は無料です。

※2　ゆうちょ銀行（郵便局含む）における窓口での振込手数料は無料です。

※3　上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

（２）現金書留による受入れ

（※料金免除の取扱いを申請中）

（３）本会窓口による受入れ

（場　所）長野県共同募金会事務局（長野市西長野143-8　長野県自治会館２階）

（受　付）月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分までの間

（祝日、令和元年12月28日から令和２年１月５日までの年末年始の期間を除く）

5　義援金の配分

本会で受入れた義援金は、その全額を長野県台風第19号災害対策本部に拠出し、長野県が設置する「令和元年台風第19号災害義援金配分委員会」を通じて、被災者へ配分されます。

6　義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

税制優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書に「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要がありますので、お手数ですがご希望の方は本会までお問合せ願います。

なお、この募集要綱は本会ホームページからも取得できます。

(https://www.akaihane-nagano.or.jp)

また、共同募金会が取りまとめる義援金に関して、税制優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項をご記入の上、本会に送付してください。

後日、所定の領収書を発行いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

- 所得税法第78条第２項第１号及び法人税法第37条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- 地方税法第37条の２第１項第１号及び第314条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7　その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8　問い合わせ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871　長野市西長野143-8　長野県自治会館２階

TEL　026（234）6813　　FAX　026（234）3024

(https://www.akaihane-nagano.or.jp)

附則

この要綱は、令和元年１０月１６日から施行する。